

一般社団法人 全国登録教習機関協会定款

制定	昭和 55 年 11 月 14 日
改正	平成 3 年 10 月 21 日
改正	平成 8 年 9 月 18 日
改正	平成 12 年 3 月 31 日
改正	平成 15 年 12 月 26 日
改正	平成 19 年 2 月 22 日
改正（一般社団法人への移行）	平成 24 年 5 月 24 日
改正	令和元年 8 月 23 日

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本法人は、一般社団法人全国登録教習機関協会と称する。

（事務所）

第 2 条 本法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 本法人は、クレーンの運転その他の就業制限業務、その他危険又は有害な業務に従事する者等の技能及び知識の習得並びに労働安全衛生の確保を図るため、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に規定する登録教習機関が現に行う技能講習、実技教習、特別教育等（以下「技能講習等」という。）の内容の充実向上及び労働安全衛生教育に係る制度、知識等の普及に努め、もって労働災害の防止に貢献するとともに、労働者をはじめとする国民の健全で安全な生活に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 技能講習等の実施管理者（技能講習及び実技教習に限る。）、講師等の育成、資質・技能の向上のための研修・教育
 - 二 技能講習等に使用するテキスト、指導要領、視聴覚教材、広報誌その他関連図書の刊行
 - 三 登録教習機関が行う研修・教育の企画開発、普及促進、助成等に関する調査研究
 - 四 登録教習機関に対する啓発、相談、助言、指導及び援助
 - 五 技能講習等に関する資料の収集及び登録教習機関に対する資料の提供
 - 六 大会、表彰、見学、視察及び講習会等の開催
 - 七 その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に掲げる事業のほか、寄附を行うことができる。
- 3 前二項の事業は、日本全国の区域内において行うものとする。

（事業年度）

第 5 条 本法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

第 3 章 会員

（法人の構成員）

第 6 条 本法人の会員は、次の会員をもって構成し、正会員及び特別会員（以下「社員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 本法人の目的及び事業に賛同して入会したものであって、技能講習、実技教習等の業務を営む登録教習機関を設置する法人又は団体
- 二 特別会員 本法人の設立又は運営に当たって著しい功勞のあった者及び本法人の運営に当たって、特に必要である者
- 三 賛助会員 本法人の目的及び事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人、法人又は団

体であって、正会員以外のもの

(会員の資格取得)

第7条 本法人の正会員又は賛助会員（以下「正会員等」という。）になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込をし、理事会の承認を受けるものとする。

2 特別会員は、理事会においてあらかじめ本人の意向を確認の上承認するものとする。

3 第6条第1号にいう本社である法人又は本部等である団体にあつては、代表者として本法人に対してその権利を行使する一人の者（以下「団体等正会員代表者」という。）を定め、理事会が別に定めるところにより本法人に届け出なければならない。

4 団体等正会員代表者を変更した場合には、速やかにその旨を本法人に届け出なければならない。

5 入会は、総会において定める基準により、理事会においてその可否を決定し、入会を申し出た者にこれを通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員等は、本法人の活動に必要な経費を充てるため、総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払う義務を負うものとする。

2 特別会員は、会費等の支払いの義務を負わない。

(任意退会)

第9条 正会員等は、任意にいつでも退会することができる。

2 退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合において、その社員に対し、総会の1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えるものとする。

一 定款又はその他の規則に違反したとき。

二 本法人の事業を妨害若しくは目的に反する行為をし、又は本法人の名譽を傷つけたとき。

三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名決議をされたときは、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、正会員等は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

一 正会員が労働安全衛生法に規定する登録教習機関でなくなったとき。

二 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

三 総社員が同意したとき。

四 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体等が解散したとき。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 正会員等が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人の会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本法人は、正会員等がその資格を喪失しても、既納の会費等は返還しない。

第4章 役員

(役員を設置)

第13条 本法人に、次の役員を置く。

一 理事 15名以上23名以内

二 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事、5名以上8名以内を常務理事とする。

3 会長、副会長及び専務理事の4名を一般法人法上の代表理事とする。

4 常務理事のうち、4名以内を一般法人法第91条第1項第2号に規定する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員のうちから選任する。ただし、特に必要と認められる場合は、理事にあつては4名、監事にあつては1名を限度として正会員以外の者を理事又は監

事に選任することができる。

- 2 理事若しくは監事が欠けた場合又は一般法人法若しくは定款で定めた理事若しくは監事の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の理事若しくは監事を選任することができる。
- 3 理事会は、その決議により、理事の中から会長、副会長、専務理事及び常務理事を選定し、常務理事の中から業務執行理事を選定する。
- 4 監事には、本法人の理事（当該理事及びその配偶者又は三親等以内の親族（これらに準ずるものとして当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）（以下「認定法」という。）施行令第 4 条で定める特別な関係がある者を含む。）又は使用人が含まれてはならないものとする。
- 5 理事のうちには、各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等以内の親族（これらに準ずるものとして当該理事と認定法施行令第 4 条で定める特別な関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

（理事の職務及び権限）

第 15 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人の職務を執行するほか、次の各号の区分に応じ、それぞれに定める職務を行う。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、次に定めるところにより、その業務を執行する。
 - 一 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表してその業務を執行する。
 - 二 副会長は、会長を補佐し、本法人の業務を執行する。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務の執行に係る職務を代行する。
 - 三 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本法人の業務を執行する。ただし、会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務の執行に係る業務を代行する。
- 3 常務理事は、本法人の業務について会長を補佐するとともに、業務執行理事である常務理事は、本法人の業務を分担執行する。
- 4 業務執行理事の職務及び権限は、理事会において別に定める。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

（監事の職務及び権限）

第 16 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - 二 本法人の業務及び財産の状況の調査並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - 三 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 四 その他監事に認められた法令上の職務及び権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事の監査に関し必要な事項は、法令及び定款によるほか、監事全員の合意により別に定める。

（役員任期）

第 17 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された役員任期は、次によることとする。
 - 一 増員により選任された理事の任期は、他の現任理事の任期の満了する時までとする。
 - 二 増員により選任された監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 13 条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第 18 条 理事は、総会において、出席した社員の過半数の決議によって解任することができる。

2 監事を解任する場合は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づくものでなければならない。

(役員報酬等)

第 19 条 役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項の報酬等及び費用並びに役員退任慰労金等に関し必要な事項は、総会において別に定める。

(取引の制限)

第 20 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

一 理事が自己又は第三者のために本法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 理事が自己又は第三者のために本法人と取引をしようとするとき。

三 本法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 5 章 総会

(構成及び議決権)

第 21 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 22 条 総会は、次の事項について決議する。

一 理事及び監事の選任又は解任

二 理事及び監事の報酬等の額並びにその規則

三 定款の変更

四 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

五 入会の基準及び会費等並びにその規則

六 社員の除名

七 合併又は事業の全部の譲渡

八 解散、残余財産の処分

九 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められている事項

2 前項の規定にかかわらず、総会においては、第 24 条第 2 項に規定する書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 23 条 本法人の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種類とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

一 理事会において開催の決議がなされたとき。

二 議決権の 10 分の 1 以上を有する社員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

4 前項第 2 号の請求をした社員は、次のいずれかに該当する場合は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

一 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

二 請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第 24 条 総会は、法令又は定款で別に定める場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の日時及び場所並びに目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知をしなければならない。

3 会長は、前条第 3 項第二号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知をしなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(開催の定数及び決議)

第26条 総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 総会の決議は、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

3 第2項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令又はこの定款で定められている事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第2項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第27条 総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面をもって決議し、又は総会に出席する他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した理事のうちから議長が指名した者2名が、前項の議事録に記名押印する。

(総会の運営)

第29条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、総会において別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限等)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 四 第22条第1項第2号及び第5号に規定する規則並びに同項各号に関連する規則以外の規則並びに規程の制定、変更又は廃止
- 五 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務の決定を、理事に委任することができない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な使用人の選任及び解任
- 四 重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を維持するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- 六 その他法令又はこの定款で定められている事項

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回以上とする。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

- 一 会長が必要と認めるとき。
- 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- 四 第16条第1項第4号の規定により、法令に基づき監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第3項第3号の規定による場合は当該理事が、同項第4号後段の規定による場合は監事が、理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記した書面を開催日の1週間前までに、各理事及び監事に通知する。
- 5 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定により理事会を招集するときは、その請求の日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日として通知する。
- 6 第4項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(開催の定足数及び決議)

- 第35条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。
 - 3 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した時は、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第15条第5項に規定する報告には適用しない。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事録については、法令に定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか理事会において別に定める。

(常務理事会)

- 第39条 本法人に常務理事会を置く。
- 2 常務理事会は、代表理事及びすべての常務理事をもって構成する。
 - 3 常務理事会の職務は、次のとおりとする。
 - 一 会長からの、本法人の業務全般についての相談、指導、支援等に関することを協議する。
 - 二 会長からの、本法人の各種委員会の在り方等についての相談、指導、支援等に関することを協議する。
 - 三 その他、会長からの諮問に関することを協議する。
 - 4 常務理事会の運営については、理事会において別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の種類別)

- 第40条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- 一 財産目録に記載された財産

- 二 会費等
- 三 寄附金品
- 四 事業に伴う収入
- 五 資産から生ずる収入
- 六 その他の収入

(財産の管理及び運用)

第41条 本法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

3 理事会で承認を得た事業計画及び収支予算書は、直近に開催される総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けるものとする。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 本法人は、定時総会の終結後遅滞なく、一般法人法第128条の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金)

第44条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則等)

第45条 本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 寄附行為

(寄附金)

第46条 第4条第2項に定める寄附は、次に掲げる寄附とする。

- 一 総社員の過半数が賛同した公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げている法人又は国若しくは地方公共団体への寄附
- 二 その他社会貢献のため、総社員の過半数が賛同したものへの寄附

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第48条 本法人は、総会の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第51条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 重要な組織の設置、変更及び廃止は、理事会の承認を経なければならない。
- 3 事務局には、所要の使用人を置くことができる。
- 4 使用人の任免は、次によることとする。
 - 一 重要な使用人の選任及び解任は、理事会の承認を経て会長が任免する。
 - 二 前号以外の使用人は、会長が任免する。

(委員会)

第52条 事務局には、本法人の目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために、運営委員会及び専門委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会の設置及び権限等は、一般法人法第90条第4項第4号の規定により理事会の決議により定める。

(備付け帳簿及び書類等)

第53条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- 一 定款
 - 二 会員名簿
 - 三 総会及び理事会の議事に関する書類（10年間備付）
 - 四 事業計画書及び収支予算書（当該事業年度の末日まで備付）
 - 五 事業報告及び計算書類に関するもの（5年間備付）
 - ア 事業報告
 - イ 事業報告の附属明細書
 - ウ 貸借対照表
 - エ 正味財産増減計算書
 - オ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - 六 監査報告（5年間備付）
 - 七 その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号に掲げる帳簿及び書類については、一般の閲覧に供するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第12章 補則

(定款に定めのない事項)

第55条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従うものとする。

(委任)

第56条 この定款で定めるもののほか、この定款の施行に必要な事項は、理事会において別に定める。

(本定款の改廃)

第57条 本定款の改廃は、総会の承認を得て行うものとする。

附則

- 1 この定款は、主務官庁の設立の許可があった日（以下「許可日」という。）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項本文の規定にかかわらず、許可日から第20条第1項の規定により、昭和56年度に開催される通常総会において選任された者が就任するときまでの間とする。
- 3 この法人の設立初年度の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、許可日から昭和56年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画、収支予算、入会金及び会費に関しては、第9条及び第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則

第5条の改正規程の変更は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附則

第 2 条の改正規程の変更は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附則

この変更規程は、厚生労働大臣の認可のあった日（平成 12 年 3 月 31 日）から施行する。

附則

この変更規程は、厚生労働大臣の認可のあった日（平成 15 年 12 月 26 日）から施行する。ただし、題名、第 1 条、第 3 条及び第 5 条第 2 項本文の変更規定は平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この変更規程は、厚生労働大臣の認可のあった日（平成 19 年 2 月 22 日）から施行する。

附則（平成 24 年 7 月 2 日施行）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下この附則において「整備法」という。）第 121 条第 1 項に読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本法人の最初の代表理事は、藤井 方圀、北野 惇及び佐藤 俊男とする。
- 3 整備法第 121 条第 1 項に読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人全国登録教習機関協会の正会員、特別会員及び賛助会員である者は、定款第 7 条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日の本法人の会員になったものとみなす。
- 5 社団法人全国登録教習機関協会の諸規程等は、一般社団法人全国登録教習機関協会の諸規程として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

附則（令和元年 8 月 23 日施行）

この改正は、令和元年 8 月 23 日から施行する。